

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用など

☐	①	申立書、申立書付票	家庭裁判所に定型用紙があります。
☐	②	収入印紙800円分	(成年後見 又は 保佐開始)のみ 800円分 (保佐 又は 補助開始)＋代理権付与 1,600円分 (保佐 又は 補助開始)＋同意権付与 1,600円分 (保佐 又は 補助開始)＋代理権付与＋同意権付与 2,400円分
☐	③	収入印紙2,600円分	成年後見等登記をする際の手数料
☐	④	郵便切手 後見：3,480円分 保佐：4,480円分 補助：4,480円分	審理に必要な郵便切手です。不足した場合は、追加で提出をお願いします。余った場合は、提出された郵便切手を使用して、郵便切手のままお返しします。あらかじめご理解ください。 後見：500円×4枚、100円×5枚、84円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、2円×5枚、1円×5枚 保佐：500円×6枚、100円×5枚、84円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、2円×5枚、1円×5枚 補助：500円×6枚、100円×5枚、84円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、2円×5枚、1円×5枚
☐	⑤	鑑定費用（鑑定を実施する場合のみ必要）	医師に支払う費用です。鑑定を実施する場合に振込みをお願いします。通常、上限は10万円です。

2 本人（判断能力が十分ではない方）についての書類

	書 類	取寄せ先	備 考
☐	⑥ 戸籍謄本（注1）	本籍地役場	
☐	⑦ 住民票（注1）	住民登録地の市区町村役場	戸籍附票（本籍地役場で発行）でも代用可能です。
☐	⑧ （後見等が）登記されていないことの証明書（注1）	福岡法務局	郵送で申請する場合は、取寄せ先が異なります（5ページ参照）。
☐	⑨ 本人情報シート（成年後見制度用）	家庭裁判所	本人を日頃から支援している福祉関係者に作成してもらってください。 ※裁判所にはコピーをご提出ください。
☐	⑩ 診断書（成年後見制度用）、診断書付票（注1）	家庭裁判所	かかりつけの医師等に作成してもらってください。
☐	⑪ 本人に関する質問票	家庭裁判所	記載例➡22～24ページ。本件について同意が得られる親族から、同意書を記載してもらってください（25ページ参照）。
☐	⑫ （本人の）財産目録	家庭裁判所	記載例➡28～31ページ。 ※必ず写しを保管しておいてください。
☐	⑬ 財産、収支についての資料	家庭裁判所	申立てに必要な書類等のチェック表②（4ページ）をご参照ください。
☐	⑭ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	—	手帳をお持ちの場合にのみ、ご提出ください。

3 成年後見人等候補者についての書類

☐	⑮ 住民票（注1）	住民登録地の市区町村役場	戸籍附票（本籍地役場で発行）でも代用可能です。本人の住民票と同じ場合は提出不要です。
☐	⑯ 候補者質問票	家庭裁判所	記載例➡26～27ページ。

（注1）戸籍謄本、住民票、（後見等が）登記されていないことの証明書、診断書（成年後見制度用）は、必ず発行後3か月以内のものをご提出ください。